

昭島市民図書館図書廃棄基準

(目 的)

- 1 この基準は昭島市民図書館処務規則第6条第2号に定める資料のうち図書について廃棄の基準を定める。

(図書の定義)

- 2 この基準でいう図書とは昭島市民図書館、図書原簿に登録された図書をいう。

(廃棄図書)

- 3 次の各項に掲げる図書は図書原簿より除籍し廃棄の対象とする。
 - (1) 破損、汚損が著しく補修が困難なもの
 - (2) 切り抜かれて通読できず補修が困難なもの
 - (3) 複本、類書があつて利用頻度の低いもの
 - (4) 実用書等において利用価値を著しく失ったもの
 - (5) 3年以上所在不明のもの
 - (6) 3年以上回収不能のもの
 - (7) 他の教育施設等に所管がえ若しくは所属がえを行ったもの
 - (8) 災害等により除籍せざるをえないもの

(廃棄図書の決定)

- 4 廃棄図書は必要に応じ、図書廃棄委員会を開催し選択する。

(廃棄の方法)

- 5 廃棄の決定された図書は昭島市物品管理規則(昭和40年規則2号)に基づき処分する。

この基準は平成30年4月1日から適用する。